

令和6年度新規

中央区放課後等デイサービス 事業補助金

区内に新規開設する放課後等デイサービス事業所を対象に、開設前準備経費および運営に係る経費の一部を補助をします。

補助要件

- 区内に令和6年4月1日以降、開設する放課後等デイサービス事業者であること。
- 開設後の補助対象期間中の利用者は、利用児童の7割以上を区民とし、かつ、月島地域(※)在住の児童を受け入れること。
※住所が佃・月島・勝どき・豊海町・晴海の地域のこと。
- 開設後少なくとも3年間は送迎サービスを行うこと。ただし、月島地域の事業所は送迎サービスの実施有無を問わない。

補助内容

補助項目	内容			
①開設前賃料補助	対象経費	開設前に生じた賃借料(共益費を含む)・駐車場代などに係る経費。ただし、最大3カ月分までとする。		
	補助率	10/10	上限額	1事業所あたり300万円
②送迎費補助	対象経費	送迎用車両のリース料および駐車場代などに係る経費。ただし、最大2台までとする。		
	補助率	10/10	上限額	1事業所あたり1台につき5万円/月
	期間	開設から3年間		
③賃借料補助 ※新たに月島地域で開設する事業所のみ	対象経費	月間賃借料(共益費を含む)		
	補助率	1/4	上限額	1事業所あたり160万円
	期間	開設から3年間		

交付までの流れ

補助項目	流れ
<p>①開設前賃料補助</p>	<p>交付申請</p> <p>① 申請前に区へ相談 事前に区へ相談してください。</p> <p>② 区へ交付申請 ※指定月の末日まで ＜提出書類＞ ・交付申請書 ・都知事から交付を受けた指定通知書の写し ・運営規程及び重要事項説明書 ・領収書、賃貸借契約書の写しその他の補助対象経費を明らかにする書類 等</p> <p>③ 区から交付決定</p> <p>④ 区へ請求</p> <p>⑤ 区から支払い</p> <p>実績報告</p> <p>■ 区へ実績報告 ※指定を受けた日から3年間の間、指定日から1年ごとに指定月の末日まで助成要件を満たしている旨、実績報告をしてください。 ＜提出書類＞ ・実績報告書 ・サービス提供実績記録票の写し 等</p> <p>※ただし、下記②及び③の補助金の交付申請をする場合は、省略することができます。</p>
<p>②送迎費補助 及び ③賃借料補助</p> <p>※③は新たに月島地域で開設する事業所のみ</p>	<p>交付申請</p> <p>① 申請前に区へ相談 事前に区へ相談してください。</p> <p>② 区へ交付申請 ※指定を受けた日から3年間の間、指定日から1年ごとに指定月の末日まで ＜提出書類＞ ・交付申請書 ・都知事から交付を受けた指定通知書の写し ・運営規程及び重要事項説明書 ・領収書、賃貸借契約書の写しその他の補助対象経費を明らかにする書類 等 ・サービス提供実績記録票の写し</p> <p>③ 区から交付決定</p> <p>④ 区へ請求</p> <p>⑤ 区から支払い</p>

※補助対象期間中、補助要件を満たさなかった場合、補助金を返還していただく場合があります。